

しょう しゃせたいじよせつしえん
障がい者世帯除雪支援

問合せ及び申請先：市役所 1階 福祉課 障がい福祉係 10番窓口
電話：(023) 672-1111 (内線186・187)

障がい者世帯に対して、冬期間における雪に対する不安を軽減します。

※ 親族などから援助を受けられる方や生活保護を受給されている方は対象外となります。

◇ **対象となる世帯（次のいずれかに該当する世帯）**

○ 65歳未満の重度障がい（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている）者のみの世帯

○ 65歳未満の重度障がい者とおおむね65歳以上の高齢者のみの世帯

◇ **助成内容**

現に居住している住宅の屋根及び敷地に係る除雪及び排雪に要する費用のうち1会計年度中に1回のみ上限2万円（市民税所得割課税世帯は1万円）を助成します。

※ 高齢者世帯（65歳以上の一人暮らし、または高齢者のみの世帯）を対象とした除雪支援もおこなっています。詳細については、健康推進課（内線151）へお問合せください。

けいど ちゅうとうどんちようじほちようきこうにゆうしえんじぎょう
軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

問合せ及び申請先：市役所 1階 福祉課 障がい福祉係 10番窓口
電話：(023) 672-1111 (内線186・187)

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の早期装用を促し、言語学習などの発達支援を図るため必要な補聴器の購入に係る費用を助成します。（購入後の申請は対象外です、購入前に申請ください）

※ 世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、対象外となります。

◇ **対象者**

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児（両耳の聴力のレベルが30デシベル以上70デシベル未満）

◇ **申請に必要なもの**

①申請書、②印鑑、③見積書、④医師の意見書

◇ **費用**

購入額の1／3負担（助成額2／3）

※品目ごとに基準額が定められています。基準額を超えた分は全額自己負担になります。